

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)
B.

1 Pの改因変更の請求は、公判庭においてAがショルダーバッグを掛けているのはAではなくBであると供述(5 Bもこの事実を認め、CもAが被害に遭いそうになったのか、その連れの女の子だったのか明確に記憶できていない)旨の供述を受けてなされたものである。そして、起訴時のものと変更後と比較すると、「Aが右肩から掛けているショルダーバッグ、が」「Bが肩から掛けているショルダーバッグ」に変更され、被害者の事情のみが変更されている。そのため、Pの改因変更は、「公訴事実の同一性を害さない」(刑事訴訟法(以下、略)312条1項)ものとして許すべきか。

本方が?
(好むに任せてよい!)

問題提起を
している立場は
good.

2 起訴状に記載された公訴事実(256条2項3号)は、
当事者主義(298条1項、256条6項)が
受ずる現行法において、許因とは一当事者たる
15 検察官が主張する犯罪事実に関する事実の主張とい
う。公訴事実の同一性は、~~審理すべき事件の単位を示す単一性~~公判にて
審理すべき事件の単位を示す単一性と事件の内容
に関する狭義の同一性の意味を有する。そして、
~~狭義の同一性~~公訴事実で明示される許因(256条
20 3項)が、当事者主義の下、一当事者たる検察官が
主張する犯罪事実というのであるから、狭義の同一性
を害さない限りは、社会的同一性の有無によって
判断すべきである。 事実の

問題に依りながら
法に依りながら

25 本格的には、①犯罪事実について、日時・場所、
被害者、犯行態様について、変更の前後で同
いんがを判断し、②補完的に変更前の事実と
変更後の事実が非両立性を有するといえるものを

先に書いて
だしてよー

検討する。

3 本件についてみると、Pの許因変更の請求の前後で
Xの窃盗未遂(刑)法243条、235条)が認められている
ことに変わりはない、~~「公の事実の同一性」~~のうち
5 単一性は、~~問題~~とならない。

そこで、~~窃盗の~~同一性についてみると、① Xの犯行
の日時は~~令和元年~~5月23日午後7時48分頃である。
場所も~~阪大エール内フードコート入口前~~が本件店舗
内に変更されているが、店舗内であることに~~変わりはない~~。
10 として、犯行態様も Xがショルダーバッグ内に左手を
差し入れた点や、左中品を抜き取り窃取しようとしたが
警備員に発見されて逮捕されたためその日付を透けな
かったこととは、変更前後で変わっていない。

15 (か)、Aが右肩から下げていたショルダーバッグ、Bが
肩から下げていたショルダーバッグに変わっている。そのため、
被害者がAからBへと変わっているという事実がある。

~~全事実~~、補充的に非内立性をみると、Xは、Xの
隣にはショルダーバッグを肩から掛けた女子の同
バッグ内に左手を差し入れたところであるから、XはAか
20 Bのいずれかのショルダーバッグ内に左手を差し入れた
ということになる。つまり、Xは、令和元年5月23日
午後7時48分にA、B双方のバッグに左手を差し
入れることはできないのである。~~非内立性~~。仮に、
短時間で、A、B双方のバッグに左手を差し入れる
25 ことが可能であったとしても、その場合の犯行態様
は、Xの隣にいる被害者及び女子に隣にいる被害者
にも~~左手~~左手を差し入れたことになるはずだが、
防犯カメラ画像等から見てとるべき。

よって(非内立性あり)、~~公の事実~~は~~許因~~

ここは2/3分けていた
たに、店舗内
6分くらい
違ふのでは?

非常によー
おぼろげです。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

5

- 重要な記述は概ねできています。論理を展開する上で、
 記載の順番など、工夫の余地は大きいですが、合格者水準
 にあると思います。

・ 入口前から店舗内に侵入した点、防犯対象は(女言上)
 拡大してしまっている点、実質的な変更はなっていない点
 示すことができて、よい点があると思います。

- 合格者答案化に近づき、スムーズな論理展開へ
 心がけてほしい。より高得点をねらってください。

10

15

20

25